

能美市事業再構築促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新事業への進出や事業再構築を実施する事業者に対し、予算の範囲内で能美市事業再構築促進支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に本社又は事業所を有する事業者で、国の「事業再構築補助金」(以下「事業再構築補助金」という。)又は石川県の「新分野進出・事業転換支援事業費補助金」(以下「新分野進出等補助金」という。)の交付を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件に該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する事業を行っている者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

(3) 過去にこの告示による補助金の交付を受けている者

(4) その他市長が公序良俗の観点から適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の限度額は10万円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業再構築補助金又は新分野進出等補助金の交付額の確定後に能美市事業再構築促進支援事業補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、能美市事業再構築促進支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の通知を受けた申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、能美市事業再構築促進支援事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 国又は県の補助金を返還した場合

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	事業を市内事業所のみで行う場合	左記以外の場合
対象者	事業再構築補助金又は新分野進出等補助金の交付を受けた者で、交付を受けた事業を市内事業所でのみ行うもの	事業再構築補助金又は新分野進出等補助金の交付を受けた者で、交付を受けた事業を市内事業所及び市外事業所で行うもの
補助対象経費	事業再構築補助金又は新分野進出等補助金の交付を受けた事業に係る経費から当該補助金の補助金額を控除した自己負担額	
補助金額	補助対象経費の額	補助対象経費の額を市内事業所で行われる事業の割合に応じて按分した額